

2025年3月31日

各 位

株式会社 紀陽銀行

「紀陽ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取り扱い開始について

株式会社紀陽銀行（頭取：原口 裕之）は、お客様のSDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取り組みを支援するため、2025年4月1日（火）より「紀陽ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下、本商品）の取り扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

本商品は、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト）を分析・評価し、お客さまが設定するKPIの達成支援を通じて、環境・社会課題の解決と、お客さまの企業価値向上に繋がることを目的とした融資商品です。

紀陽銀行は、本商品を通じて地域の事業者の皆さまのSDGs達成に向けた取り組みを支援することで、地域経済の持続的な成長に貢献してまいります。

記

【商品概要】

商 品 名	紀陽ポジティブ・インパクト・ファイナンス
資 金 使 途	運転資金・設備資金・他行借換資金
ご 融 資 金 額	原則50百万円以上
ご 融 資 期 間 ・ 利 率	当行所定の期間・利率
手 数 料	当行所定の手数料
取 扱 開 始 日	2025年4月1日（火）
取 扱 店 舗	全店
そ の 他	融資実行時に当行よりニュースリリースを行い、お客さまのSDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取り組みの対外的な公表を支援いたします

・本商品の実施体制について、株式会社格付投資情報センター（R&I）より国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブ・インパクト金融原則（PIF原則）に適合していることを確認した旨のセカンドオピニオンを取得しております。

以 上

本取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール8「働きがいも経済成長も」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」につながる取り組みです。





セカンドオピニオン

株式会社紀陽銀行

2025 年 3 月 31 日

ポジティブインパクトファイナンス実施体制

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：安生 琢

格付投資情報センター(R&I)は紀陽銀行のポジティブインパクトファイナンス(PIF)実施体制について、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が制定したポジティブインパクト金融原則(PIF 原則)に適合していることを確認した。R&Iは、紀陽銀行から提供を受けた情報とR&Iが実施した手続きの範囲において、業務プロセスがPIF原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

紀陽銀行は和歌山県と大阪府両エリアを主要な営業基盤としている地方銀行。中期経営計画(2024 年 4 月～2027 年 3 月)では、「地域の金融リーディンググループとしての機能発揮による地元地域との価値協創」を基本方針と定め、「中小企業取引を起点としたビジネスモデル」への変革を進めている。

2019 年に「紀陽銀行 SDGs 宣言」(現在は「紀陽フィナンシャルグループ SDGs 宣言」)を表明し、2023 年には「サステナビリティ基本方針」を策定、本方針に基づいて「マテリアリティ(重要課題)」の設定および「SDGs 宣言」を改定した。マテリアリティのひとつに「地域経済の発展」を掲げるなど、経営理念「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」のもと、事業活動を通じて SDGs の達成に貢献し、地域社会とともに持続的に成長していくことを目指している。また、マテリアリティに「気候変動への対応」を挙げるほか「紀陽銀行 環境方針」も定めている。和歌山県は重厚長大の事業者が多く、近畿 2 府 4 県では経済規模当たりの GHG 排出量が最も多い。恵まれた自然環境の保全に向けた活動を推進するとともに、地球温暖化による気候変動を重要な事業リスクとして認識し、2021 年には「TCFD 提言」への賛同を表明、環境への負荷軽減に努めている。

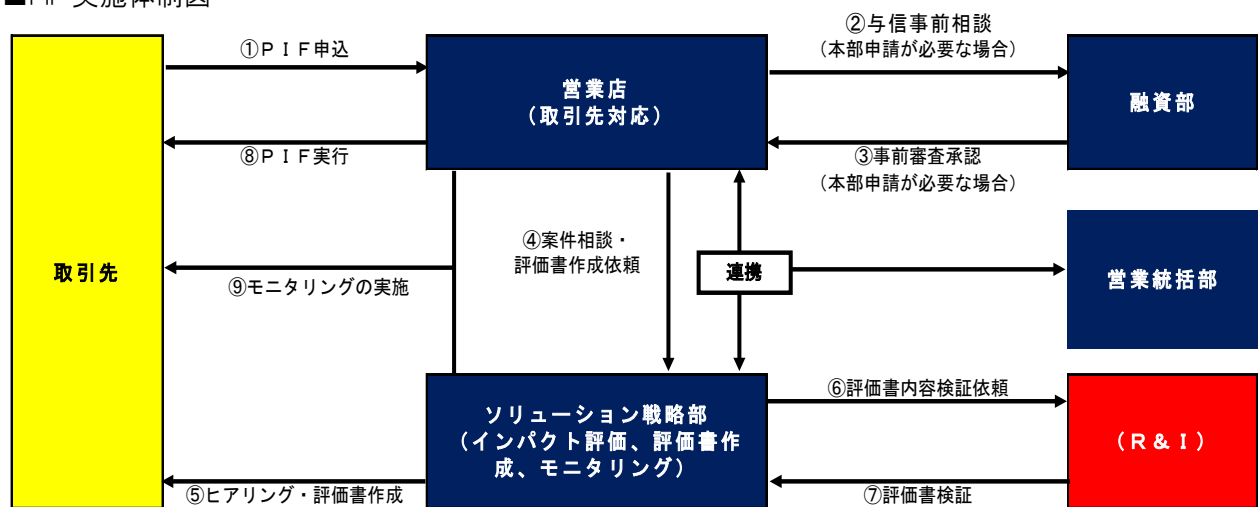
こうした中、サステナブルファイナンスの実行額 7,000 億円(2022 年 4 月～2030 年 3 月、累計)を目標に、「紀陽 CSR 私募債」や「紀陽 SDGs 取組応援ローン」といったサステナビリティ関連商品の取り扱いを増やしている。今回の PIF 実施体制構築は、これまでの取り組みを深化させ、地域におけるサステナビリティ向上の機運をさらに醸成していくことを目的としている。これらの取り組みを通じて、サステナブルファイナンスの裾野を広げ、より多くの取引先の事業活動と SDGs 達成の両立を伴走支援することで持続可能な社会の実現に貢献していく。

(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

紀陽銀行は、コーポレート・サステナビリティを意識した経営の高度化と、グループの中長期的な企業価値向上のため、「サステナビリティ委員会」「サステナビリティ推進室」を設置している。サステナビリティ委員会は原則として年 2 回開催され(2023 年度は 4 回開催)、具体的施策の決定や各目標額の策定のほか、取組進捗の報告等を議題として上程し、都度取締役会へも報告をしている。サステナビリティ推進室は、各本部・営業店一体となったサステナビリティ推進体制の強化を目的としており、経営企画部内に設置されている。

PIF の実施にあたっては、インパクトおよび KPI の評価をソリューション戦略部が、ESG 融資の推進を統括する営業統括部と連携して行う。インパクト評価は通常の与信審査と切り離れた判断が必要となるため、融資部は関与しない。PIF 実行後の年次モニタリングでは、営業統括部と営業店とで期日管理がなされ、営業店が取引先から報告資料を徴求、ソリューション戦略部とともにヒアリングを行う。必要なノウハウ提供等を通じて KPI 達成をサポートするほか、変更の必要があると判断した場合には、取引先と協議し、変更・見直しを行う。なお、実施体制に対する外部評価を年に 1 回取得する予定である。

■PIF 実施体制図



[出所: 紀陽銀行]

(3) 業務プロセス

① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち、事業性評価の知見を生かして取引先の全体像を把握する。その際、環境・社会面に配慮した取り組みや推進体制等についてもヒアリングし、取引先の経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。取引先の全体像に基づき、事業活動に即した SDGs 諸課題へのプラス・マイナスの影響を洗い出し、取引先の事業活動が及ぼすインパクトを特定する。

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会・環境・経済）を網羅するインパクトエリア・トピックと国際標準分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べ、取引先がインパクトを与えるエリア・トピック（プラス／マイナス）、その度合い（大／小）、影響の内容を確認する。

取引先が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「持続可能なレポート」内で公表する各国の SDG ダッシュボードでインパクトニーズを確認する。取引先の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等も参考にしてニーズの大きさを確認する。最終的に紀陽銀行のサステナビリティに関する方針や重要課題と照らし、インパクトを特定する。

■インパクトレーダー



[出所: UNEP FI]

■SDG ダッシュボード



[出所: SDSN]

② インパクトの評価

特定したインパクト領域において取引先の取り組みを促進し進捗状況をモニタリングするためのKPI(重要業績評価指標)と目標を設定する。目標水準は、取引先のこれまでのSDGsに関する取り組み状況のほか、社会的に求められるレベルや追加性を踏まえ、適切で意欲的になるよう設定する。

インパクト分析結果を取引先と共有し、インパクト領域やKPI、目標値設定過程において認識をすり合わせる。「ポジティブインパクトの拡大」と「ネガティブインパクトの緩和」に資するKPI・目標について協議し、可能な限り定量的な目標値の設定を検討する。

③ モニタリング

KPIの実績を確認するため少なくとも年に1回取引先との面談の場を設け、達成状況をモニタリングする。達成・未達の要因を分析し、必要に応じてKPI・目標の見直しを検討する。取引先の進捗を踏まえ、目標達成に向けた具体的取り組みを検討し、継続的に支援する。

2. 適合性の評価

紀陽銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスをフレームワークとして文書化(非公開)している。R&Iは紀陽銀行が提供した実施体制マニュアルとそれに関連する情報、同行のウェブサイト等を閲覧し担当者への質問を実施した。R&Iはこれらの情報と手続きの範囲において、実施体制マニュアルに示される業務プロセスがPIF原則の4つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF原則に関してはUNEP FIが公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

原則1 定義

ポジティブ・インパクト金融はポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の3つの側面(経済、環境、社会)のいずれかにおいて潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブ・インパクト金融は、このような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標(SDGs)における資金面での課題に対する直接的な対応策の一つとなる。

- インパクトの特定にはインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策(holistic approach)が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方に基づき開発されたツールである。紀陽銀行はインパクトレーダーを活用し、取引先の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいてSDGs達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIFの定義に合った業務内容となっている。
- PIFの実行に際してポジティブインパクトの拡大とネガティブインパクトの抑制に資するKPIと目標の設定について取引先と協議し、達成に向けた具体的取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

原則2 枠組み

ポジティブ・インパクト金融を実行するには、資金提供者(銀行、投資家など)が、投融資対象となる事業活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通りUNEP FIが提供する「インパクトマッピング」「インパクトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズはSDGsダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。
- 紀陽銀行のサステナビリティに関する方針や重要課題と合致するインパクトを特定した上でKPIと目標を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある(原則4参照)。
- ポジティブ・インパクトの適格性判断に、従来のESGリスク管理プロセスを適用する。TCFD提言に基づく機会とリスクの開示を進め、気候変動への対応方針を明確化している。気候変動に起因するリスクは事業運営や財務計画に影響を及ぼす可能性があることを認識し、統合的リスク管理の枠組みにおいて管理する体制の構築を進めている。また、環境や社会に大きな影響を与える可能性がある事業者への投融資に関する取り組み方針を定めている。

- インパクト評価を手掛けるソリューション戦略部は、脱炭素支援をはじめとする取引先への各種コンサルティング経験を、また、同部と連携し PIF 推進を支援する営業統括部はサステナブルファイナンスの案件組成経験をそれぞれ有する。企業分析や事業性評価などの業務経験や専門性を生かして取引先の包括的なインパクト分析を行う体制を構築している。
- ソリューション戦略部はインパクト分析の詳細な業務プロセスを示した手順書を策定し、分析ツールの活用方法や評価上の留意点を明文化することで業務の一貫性を確保する。営業部店と連携した案件推進により、行内での知見・ノウハウの共有を促進するとともに多様な顧客ニーズに触れることで商品としての品質向上を図る。
- 融資業務全体としては、営業店、ソリューション戦略部、営業統括部、融資部との連携により、既存業務の枠組みの中で PIF を効率的に運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるため、インパクト評価の決裁は通常の貸付審査と切り離す運用としている。
- PIF の実施体制について年に 1 回外部評価を受け、実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

原則3 透明性

ポジティブ・インパクト金融を提供する主体(銀行、投資家など)は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブ・インパクトとして資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体の意図したポジティブ・インパクトについて(原則 1 に関連)。
 - 適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて(原則 2 に関連)。
 - 資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体が達成したインパクトについて(原則 4 に関連)。
- 紀陽銀行はインパクト分析の結果を評価書として取引先に提供するとともに、評価書の内容(インパクトの特定、KPI と目標等)を紀陽銀行のホームページにて公表する。評価の実施状況については独立した評価機関によるレビューを受け、体制整備に努める。
 - PIF の体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
 - インパクトの達成状況を把握できるよう KPI については定量目標の設定に努める。KPI と目標の達成状況について、紀陽銀行のホームページにて公表する。紀陽銀行は取引先に対し可能な限り KPI の開示を求めていく。

原則4 評価

事業主体(銀行、投資家など)が提供するポジティブ・インパクト金融は、意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 紀陽銀行はインパクト領域毎に設定した KPI・目標の達成状況を共有すべく取引先との面談を少なくとも年に 1 回実施する。面談内容や実績を踏まえ必要に応じて目標の変更を検討するとともに、目標達成に必要な提案等を通じて取引先のインパクト実現を支援する。
- 地域金融の事業特性や紀陽銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的に取引先の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。紀陽銀行はインパクトを決定する際に、取引先の将来ビジョン等を勘案した意欲的な KPI の設定も検討することとし、可能な限り追加性を意識できる業務プロセスを定めている。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。